

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 5 月29日
【発行者の名称】	株式会社ローカル (LOCAL, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉永 安宏
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル 4F
【電話番号】	096-288-4426
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 順
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/company/about/ir/
【電話番号】	03-4330-9898
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ローカル https://lo-cal.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2023年 9 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	6, 218, 613	8, 302, 132	8, 799, 515
経常利益 (千円)	282, 770	14, 591	155, 063
当期純利益 (千円)	166, 710	13, 396	116, 583
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	24, 000	24, 000	24, 000
発行済株式総数 (株)	40, 000	40, 000	4, 000, 000
純資産額 (千円)	275, 902	289, 213	471, 063
総資産額 (千円)	2, 628, 801	3, 211, 646	5, 319, 994
1 株当たり純資産額 (円)	68. 05	71. 34	116. 84
1 株当たり配当額 (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	41. 68	3. 35	29. 15
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	26. 92
自己資本比率 (%)	10. 4	8. 9	8. 8
自己資本利益率 (%)	86. 7	4. 8	31. 0
株価収益率 (倍)	—	—	17. 2
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	120, 696	△582, 836	△1, 377, 246
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△207, 915	△46, 211	△60, 297
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	13, 404	717, 278	1, 737, 402
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	783, 192	871, 422	1, 171, 281
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	109 〔89〕	114 〔76〕	161 〔88〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第16期及び第17期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、当社は、2025年 12月 15日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、第18期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から2026年 2 月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第16期及び第17期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
7. 第17期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人やまぶきの監査を受けており、第18期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
8. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 第17期は決算期変更に伴い、2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。
10. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(参考情報)

当社は、2024年9月30日の臨時株主総会にて決算期変更を決議し、第17期より9月決算から2月決算へ変更しております。

そのため、参考情報として、当社の2022年3月1日から2023年2月28日及び2023年3月1日から2024年2月29日のそれぞれ1年間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。なお、いずれも監査法人やまぶきによる「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査はを受けておりません。

		自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高	(千円)	5,730,910	5,810,612
営業利益又は営業損失(△)	(千円)	△166,828	249,594
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△110,556	220,773
純資産額	(千円)	126,038	287,924
総資産額	(千円)	2,322,972	2,148,040
1株当たり純資産額	(円)	31.51	71.06
1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)	(円)	△61.53	40.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	5.43	13.23
自己資本利益率	(%)	△97.62	78.71

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、2022年3月1日に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)を算定しております。
3. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2022年3月1日に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2008年7月に熊本県において設立され、創業当初は農産物をインターネット上で販売するためのネットショップページの制作・運営支援を主たる事業としておりました。

その後、インターネット通販市場の拡大を背景に、自社で農産物を仕入れ、ECモールを中心とした直販事業へと事業領域を拡大するとともに、選果・加工設備の導入や精米・食肉加工等の製造機能の内製化を進め、仕入・製造・販売を一体とした事業基盤を構築してまいりました。

また、ふるさと納税の運営代行事業への参入や全国への拠点展開を通じて事業を拡大し、現在では「食のSPA事業」として事業モデルを確立しております。

このような事業基盤の構築を背景に、2025年12月には東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。

当社の設立以降、現在に至るまでの主な経緯は次のとおりであります。

年 月	概 要
2008年7月	株式会社コムセンス（現株式会社ローカル）〔資本金2,000千円〕を熊本市に設立
2009年3月	熊本県産及び九州産の食品や特産物を全国的に販売する自社通信販売サイト「熊本風土.com」をオープン
2009年4月	楽天市場にECモール店「熊本風土 楽天市場店」をオープン
2013年3月	光センサー選果機を導入
2013年5月	サイトの名称を「熊本風土」から「くまもと風土」へ名称変更し、リニューアル
2015年3月	ドライフルーツの製造設備を導入
2016年10月	本社及び選果場をくまもと田崎市場内へ移転
2017年6月	初となる熊本県玉東町のふるさと納税の運営代行委託業務を開始
2017年9月	株式会社コムセンスダイニング（子会社）を設立
2017年9月	炭焼きステーキ専門店「ステーキマニア」1号店を熊本市にオープン
2020年3月	持株会社の株式会社コムセンスホールディングスを設立し、持株会社体制へ移行
2020年9月	熊本県熊本市に近見精米工場を開設
2021年3月	福岡県福岡市に福岡支社を開設
2021年4月	株式会社コムセンスから株式会社ローカルに社名変更
2021年5月	本社を熊本駅のJ R熊本白川ビルに移転
2021年6月	熊本県合志市に合志食肉加工場を開設
2021年7月	岡山県岡山市に岡山支社を開設
2021年9月	株式会社コムセンスホールディングス及び株式会社コムセンスダイニングを株式会社ローカルが吸収合併し、持株会社体制を解消
2021年10月	和歌山県紀の川市に和歌山支社を開設
2022年12月	熊本県玉東町に玉東ミネラルウォーター工場を開設
2023年5月	北海道札幌市に北海道支社を開設
2023年6月	紀の川市、JA紀の里と連携協定を締結
2023年12月	玉東町と連携協定を締結
2024年6月	デイジー株式会社を吸収合併（現長野支社）
2025年5月	千葉県流山市に千葉支社を開設
2025年8月	勝浦市と連携協定を締結
2025年10月	千葉県勝浦市に勝浦営業所（精米工場）を開設
2025年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

2025年12月	福岡県鞍手町に鞍手営業所（精米工場）を開設
2026年 1 月	茨城県河内町に河内営業所（精米工場）を開設
2026年 2 月	飲食部門「ステーキマニア」を事業譲渡

3 【事業の内容】

当社は、「全従業員・生産者とともに、無限の可能性を追求し、地方から日本を元気にする」というミッションのもと、地域産品の価値最大化を通じた地方創生の実現を目指しております。

当社の事業は、地域産品を活用した食品の企画・開発から、仕入、製造、販売までを一貫して手掛ける垂直統合型のビジネスモデルであり、これを当社では「食のSPA（食品分野における製造小売モデル）」事業と位置付けております。当該「食のSPA」事業においては、製商品を最適な形で市場に届けるための手段として、一般消費者向けの販売（DtoC）と、地方自治体向けのサービス提供（BtoG）という2つの収益モデルを展開しております。

DtoCでは、自社運営のECサイト（「くまもと風土」等）を通じて、地域産品および自社開発商品の販売を行うとともに、当社が製造又は調達した製商品をふるさと納税の返礼品として提供しております。一方、BtoGでは、地方自治体に対してふるさと納税の運営支援サービスを提供し、返礼品の企画、寄附受付管理、在庫・配送管理、カスタマーサポート等を包括的に担っております。

このように、当社は同一のサプライチェーンおよび商品開発力を基盤としながら、DtoCにおいては消費者への直接販売による収益獲得、BtoGにおいては自治体支援によるサービス収益の獲得という形で事業を展開しており、両者は相互に連携することで、商品開発力の向上および販売機会の最大化を実現しております。

具体的には、EC販売で蓄積したデータやマーケティングノウハウを活用し、ふるさと納税における寄附拡大施策や返礼品の高度化につなげるとともに、自治体との連携を通じて開発した商品を自社ECで販売するなど、両事業間でのシナジーを創出しております。

また、原材料の調達においては、卸業者からの仕入に加え、地域の生産農家やJA（農業協同組合）との直接取引を通じて、安定的かつコスト効率の高い仕入体制を構築しております。特に青果においては、規格外品を「訳あり品」として活用することで、生産者の収益向上と消費者への価格価値提供を両立しております。

さらに、当社は精米、食肉加工、ミネラルウォーター製造、食品加工等の製造機能および青果の選果・出荷機能を有しており、商品企画から製造、販売までを一貫してコントロールすることで、市場ニーズに迅速に対応可能な体制を構築しております。

この結果、当社は地域産品の付加価値向上と流通の最適化を実現するとともに、自治体の財源確保および地域経済の活性化に貢献しております。



当社の報告セグメントは「食のSPA」及び「その他」に区分されており、「食のSPA」事業が中核事業であります。「食のSPA」

当社の食のSPA事業は、地域産品を活用した食品の企画・開発から、原材料の仕入、製造、販売までを一貫して手掛ける垂直統合型のビジネスモデルであります。当該事業においては、同一のサプライチェーンおよび商品開発基盤を活用しながら、販売先および収益機会の違いに応じて、DtoC（一般消費者向け）およびBtoG（地方自治体向け）の2つの区分で事業を展開しております。

（DtoC）

DtoCにおいては、自社運営のECサイトを通じて、地域産品および自社開発商品の販売を行っております。主に「くまもと風土」「九州風土」等のブランドにより、モール型ECを中心に8ブランド・計28サイトを運営し、日本全国の消費者に対して製商品を提供しております。

当社は、単なる商品の仕入販売にとどまらず、地域産品を原料とした製商品の企画・開発を行い、自社工場での製造又は外部パートナーへの製造委託により商品化し、販売しております。これにより、差別化された高付加価値商品の展開が可能となっております。

また、当社のEC販売における実績として、楽天市場において「肉・野菜・フルーツ」ジャンルで年間MVPを過去9回受賞するなど、高い販売力と顧客からの信頼を有しております。こうした販売実績は、当社の商品企画力およびマーケティング力の裏付けとなっております。

さらに、当社が製造又は調達した製商品については、ふるさと納税の返礼品として地方自治体へ提供しており、EC販売とふるさと納税の双方において販売機会を創出しております。

収益面においては、商品の販売による売上高を計上しており、販売データの蓄積・分析に基づく商品改良や販売戦略の最適化により、顧客基盤の拡大およびリピート率の向上を図っております。

(BtoG)

BtoGにおいては、地方自治体に対してふるさと納税の運営支援サービスを提供しております。

当社は41自治体と契約し、計289サイトの運営を行っており、ポータルサイトを通じた寄附申込の受付管理、返礼品の在庫管理および発送指示、配送状況の管理、寄附者からの問い合わせ対応、各種書類の発行・送付等の業務を包括的に受託しております。

加えて、自治体の特産品を活用した返礼品の企画提案や、寄附額の最大化に向けたマーケティング支援等も行っております。これらの運営実績の蓄積により、自治体のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となっており、継続的な取引関係の構築につながっております。

収益面においては、これらの運営支援業務に対する業務委託料を主たる収益源としております。

当社の特徴は、DtoCおよびBtoGが独立した事業としてではなく、商品企画から原材料の調達、製造、販売に至る一貫したサプライチェーンのもとで相互に連携しながら展開されている点にあります。

原材料の調達においては、卸業者からの仕入に加え、生産農家やJA（農業協同組合）との直接取引を通じて、安定的かつコスト効率の高い調達体制を構築しております。特に青果においては、規格外品を「訳あり品」として活用することで、生産者の収益向上と消費者への価格価値の提供を両立しております。

また、当社は精米、食肉加工、ミネラルウォーター製造、食品加工等の製造機能および青果の選果・出荷機能を有しており、商品企画から製造、販売までを一貫してコントロールする体制を構築しております。これにより、市場ニーズに応じた迅速な商品開発および安定的な供給が可能となっております。

こうした基盤のもと、DtoCにおけるEC販売を通じて蓄積された購買データや販売ノウハウは、ふるさと納税における返礼品の企画や寄附拡大施策に活用されております。一方で、自治体との連携を通じて開発された地域産品や製商品は、自社ECサイトでの販売へと展開されることで、新たな商品ラインナップの拡充および売上機会の創出につながっております。

さらに、自社で製造機能を有していることにより、ふるさと納税の制度要件に適合した返礼品の開発および供給が可能であり、寄附額の拡大と自社商品の販売拡大を同時に実現しております。

このように、当社は一貫したサプライチェーンと製造体制を基盤として、DtoCとBtoGを有機的に結び付けることで、商品開発力、供給力および販売力を相互に強化し、持続的な成長を支える競争優位性を確立しております。

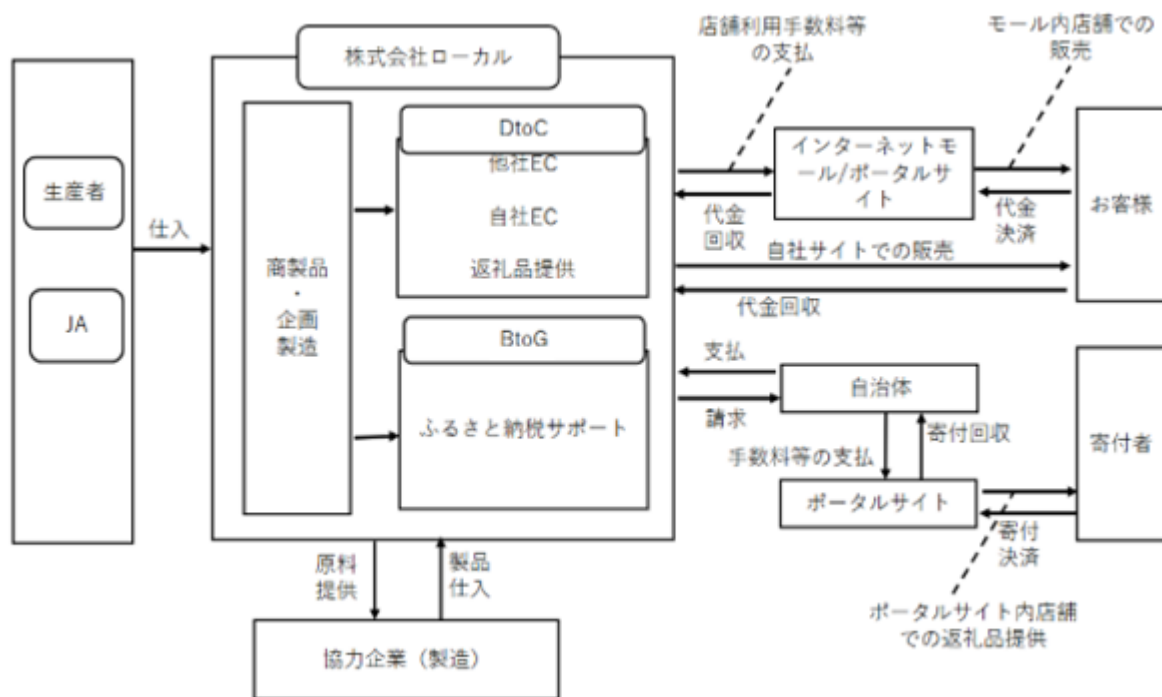
「その他」

(DX関連事業)

当社は飲食事業を展開しておりましたが、経営資源の選択と集中の観点から2026年2月に当該事業を譲渡しており、現在はDX関連を中心とした事業構造へ移行しております。

DX関連事業としては、外部企業に対してシステム開発、業務プロセス改善およびデータ活用支援等のDX関連サービスを提供しております。

当該事業においては、業務の効率化や生産性向上を目的としたシステムの設計・開発、業務フローの最適化支援等を行っております。これにより、顧客企業の業務高度化および経営効率の向上に寄与しております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
161(88)	33.4	3.2	3,719

セグメントの名称	従業員数(名)
食のSPA事業	137(83)
その他	5(4)
全社(共通)	19(1)
合計	161(88)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務、経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善、各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な金融引き締めの影響に加え、地政学的緊張の高まりに伴う資源・エネルギー価格の変動や為替の不安定な動き、物価上昇の継続等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下においても、リモートワークの定着等に代表されるライフスタイルの変化は不可逆的な潮流として継続しており、EC市場は成長率こそ鈍化しつつも拡大基調を維持しております。特に食品EC分野においては、利便性や価格優位性に加え、産地直送や付加価値商品の需要を背景に、底堅く推移しております。

当社は、「地方から日本を元気にする」というミッションのもと、地域資源の価値最大化を実現する「食のSPA」モデルを展開しております。当該モデルは、地域産品の調達から商品企画、製造、販売までを一気通貫で担うことにより、需給の最適化と付加価値創出を同時に実現する点に特徴があり、特に規格外品等の未活用資源を商品化し、EC及びふるさと納税を通じて消費者へ届けることで、従来の流通構造では顕在化しにくかった価値を創出しております。

EC販売（DtoC）においては、「くまもと風土」等の自社ブランドを中心に、複数のECモールにおける販売に加え、ふるさと納税の返礼品としての提供を通じ、多数のサイトを運営しております。青果、精米、食肉加工品等の販売において、両チャネルを一体的に運用することで、販売機会の最大化と需給の最適化を図っております。さらに、商品開発力とデータに基づく販売戦略を組み合わせることで、顧客基盤の拡大及びリピート率の向上を推進しております。

また、ふるさと納税運営サポート（BtoG）においては、41自治体（2026年2月末現在）と契約し、計289サイトの運営を通じて、特産品の企画開発から販促支援、運用までを一体的に提供しております。当社の食品製造販売ノウハウを活用することで、自治体の寄附額向上及び地域経済の活性化に貢献するとともに、当社の事業拡大にも寄与しております。

その結果、「食のSPA」セグメントとしては、売上高は8,692,741千円、セグメント利益は656,372千円となりました。

その他としては、飲食事業等を行っており、売上高は106,774千円となりました。なお、2026年2月に、飲食事業を譲渡しております。本取り組みにより、事業の集約及び効率化を進めております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、以下の通りとなりました。

売上高は、8,799,515千円となり大きく伸長しましたが、これは主力の米の販売が大きく寄与いたしました。EC販売（DtoC）においては、日本全国の米不足を背景に消費者の食生活の防衛意識や災害に対する備えとして備蓄米に対する需要を的確に捉えたことが販売数量の増加につながりました。また、ふるさと納税運営サポート（BtoG）において新たに9自治体との受託契約を締結し、返礼品としての米の取扱量が拡大したことも、全社的な増収を牽引する主要因となりました。

利益面につきましては、営業利益は215,198千円、経常利益は155,063千円、当期純利益は116,583千円と、大幅な増益を達成いたしました。これは、米の市場価格が高騰するなかで安定的かつコスト効率の良い仕入を継続できたことが、販売単価の上昇局面において高い売上総利益を確保する要因となりました。また、自社の精米工場を新設することで、製造原価を抑制しながら大幅な利益の積み上げを実現いたしました。

以上のとおり、当事業年度は米を中心とした基幹商材の需要増と市場環境の変化に機敏に対応し、強固な収益基盤の構築を実現いたしました。

なお、当社は、2024年9月30日の臨時株主総会の決議により定款の一部変更を行い、決算期（事業年度末日）を従来の9月30日から2月末日に変更いたしました。

これにより、前第17期事業年度が2023年10月1日から2025年2月末日までの17ヵ月となったため、当事業年度の業績等の概要においては業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,171,281千円（前事業年度871,422千円）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、1,377,246千円となりました。これは主に、米の取引量が増えたことに起因する棚卸資産の増加によるものであります。新米の収穫時期である9月から11月に1年分の仕入を行ったことで棚卸資産が増加をしております。また、税引前当期純利益は160,131千円を計上し、売上高が伸長したことによる売上債権の増加も影響しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、60,297千円となりました。これは主に、事業拡大に伴う新規精米工場の稼働及び玉東ミネラルウォーター工場の改修による有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、1,737,402千円となりました。これは主に、米取引量の拡大に伴い実施した令和7年度産の新米購入資金の確保を目的とした、銀行借入による資金調達によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第18期事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期比(%)
食のSPA	3,648,263	—
その他	—	—
合計	3,648,263	—

(注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。
2. 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

第18期事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
食のSPA	6,718,514	—	995,779	—
その他	—	—	—	—
合計	6,718,514	—	995,779	—

(注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。

(3) 販売実績

第18期事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
食のSPA	8,692,741	—
その他	106,774	—
合計	8,799,515	—

(注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
御船町	1,251,023	15.1	1,327,029	15.1
楽天グループ株式会社	1,433,918	17.3	1,133,903	12.9

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）売上高の拡大

ふるさと納税やECサイトを活用した販路の多様化に加え、地域産品の魅力を発信する広報活動も強化しています。今後も地域の特徴を活かした商品開発とブランド力の向上に取り組んでまいります。

（２）生産性向上と業務効率化

作業の標準化やデジタルツールの導入によって、選果・加工現場の生産性向上を推進しています。今後も設備更新や作業動線の見直しを通じて、省力化と品質向上を両立させてまいります。

（３）内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、業務の効率化や生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められる中で、現場と本部が一体となって取り組むための管理体制の整備が課題となっています。これに対しては、新たにDX推進本部を立ち上げており、ITリテラシーの底上げに向けた教育の実施や、データ活用基盤の整備などを通じて、全社的なDX推進体制の強化を進めてまいります。

（４）情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規定の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

（５）優秀な人材の確保と育成

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社としては積極的な採用活動を継続するとともに、業務管理や社内教育体制の強化により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（１）在庫リスクについて

当社は米の販売を行っておりますが、2025年における米価格の変動及び高騰の影響を受け、在庫確保及び価格変動に伴うリスクに晒されています。当社は、計画に則った在庫の確保を行うことで、このリスクに対応しております。2026年２月期の貸借対照表において棚卸資産として2,517,742千円を計上しております。当社においては、販売動向、コールセンター経由での顧客ニーズ、売れ筋情報等を徹底的に分析し、また、戦略的なキャンペーン等による販売計画を慎重に精査し、常に適正在庫を継続できるように努めております。

なお、近年の傾向としては、顧客ニーズの多様化に対応するための取扱商品の拡大、ボリュームディスカウントをメリットとする大量仕入により、在庫量が増加傾向にあり、倉庫スペースの確保、商品管理の効率化にも取り組んでおります。しかしながら、販売分析や需要予測が実際と大きく異なった場合、キャンペーンや販促活動、広告の効果が十分でなかった場合、在庫管理上の不備が発生した場合は、過剰在庫又は在庫不足の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、当社では経営会議において在庫状況・販売状況の確認を行っており、販売不振商品・過剰在庫商品の精査をし、状況に応じてキャンペーン商品としての販売強化等を行っており、過剰在庫・機会損失軽減に努めております。

（２）売上原価等の上昇について

商品の仕入原価は勿論、宅配便等の商品発送費用、ピッキング作業（在庫商品の取り出し及び発送先ごとの梱包）に要する人件費等が、利益率に影響を与えるため、常に、最適な方法及び新たな調達先の検討・選択をしております。しかしながら、発送業者での発送料金体系の変更、ピッキング作業の非効率化等が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の取扱商品及びその製造材料については、仕入原価が変動する可能性があります。当社における仕入原価の上昇という形でリスク転嫁された場合、又は、販売価格の上昇を余儀なくされ、販売状況の悪化につながった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、仕入先の継続的な開拓、システム導入による生産性向上等のコストダウンにつながる施策を継続的に実施しております。市場動向等の情報収集を行い、状況に変化が発生した場合には速やかに対応を行う体制を構築しております。

（３）天候による不作について

当社は、農家や農業協同組合（JA）等から青果物を仕入れて販売しておりますが、青果物の生産は天候条件に大きく左右され、台風・豪雨・干ばつ・降霜等の異常気象や気温の変動等により、不作や品質の低下が生じる可能性があります。

これにより、当社の仕入数量が減少し、仕入価格が高騰することによって、販売機会の喪失や収益性の低下が生じるリスクがあります。

対応策としては、青果物の不作による影響を軽減するために、複数地域・複数の生産者との取引関係を構築し、取扱品目を分散させることでリスク分散を図っております。また、気象や市場動向の情報収集を行い、供給不足が見込まれる場合には、代替品の取り扱いや契約条件の調整等により、安定的な供給体制の確保に努めております。

(4) 法規制等のリスクについて

当社の主な受注・販売方法である電子商取引（EC）では、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、食品の製造・表示では、「食品衛生法」および「製造物責任（PL）法」等、様々な法的規制を受けております。したがって、今後これら法規制等の強化もしくは新たな法律の制定等によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、総務部にて顧問弁護士と連携し、法的規制の動向について常に注視し、臨機応変に対応できる体制をとっております。

(5) 電子商取引(EC)を取り巻く事業環境に関するリスクについて

当社は、電子商取引（EC）による受注・販売が事業基盤の主力になっております。それゆえに、当社が今後も成長を続けていくためには、電子商取引（EC）市場の拡大が必要不可欠であります。今後、社会構造の変化、インターネット取引のトラブル増加等によりその拡大を阻害する要因が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、市場動向等の情報収集を行い、状況に変化が発生した場合には速やかに対応を行うこととしております。

(6) システム障害等のリスクについて

当社は、インターネットを介して販売する形態が主流であります。社内の基幹システムにおいては、仕入、在庫、顧客情報、注文、決済、出荷、製造等に関する情報が管理され、処理されております。しかしながら、外部からの不正アクセスによるシステムダウン、データ改ざん、情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等が発生した場合、すべての損害を保険でカバーできる保証はなく、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、今後の情報データの膨大化や複雑化、IT技術の高度化に対応できるよう、また、セキュリティや安定性等を一層向上できるよう、システムの性能及び機能の強化に積極的に取り組んでおります。さらに、バックアップや非常事態時のリカバリー体制の構築にも取り組んでおります。

(7) 自然災害等のリスクについて

当社の出荷場は熊本に集中しております。したがって、大規模な地震等の自然災害及び火災等の発生、ならびに感染症の感染拡大により、人的・物的被害を受けた場合、又は商品配送のための運送手段の断絶が生じた場合には、物流及び製造機能の停止による事業の停止等が考えられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、当社は、火災リスク低減のため、定期的に消防設備の点検を行っております。また、感染症の感染拡大防止のため、検温、手洗い及びマスク着用等の感染予防策の呼びかけ、Web会議システムの活用及びテレワークの一部導入などを行っております。

(8) 特定人物への依存について

当社の創業者である吉永は当社事業における豊富な経験を有し、創業以来当社事業を牽引し、大きく成長をさせて参りました。現在も当社の経営戦略、各事業の連携、組織運営の推進において重要な役割を担っております。しかしながら、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが中長期的に顕在化する可能性があると認識しております。

対応策としては、以前より組織体制の整備、業務の標準化、及びマネジメント機能の強化を図るなど、経営者に過度に依存しない体制の確立には努めております。

(9) 個人情報管理について

当社は、個人情報を取得し保有しております。何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する信用力の低下に直結し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、個人情報の保護に関する法律等の関連諸法令を遵守し、当社はプライバシーマークを取得しております。また、個人情報保護規程等を整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした教育研修を実施して、個人情報保護及び適正管理に努めております。

(10) ふるさと納税の規制・制度変更について

当社のBtoGにおいて、税制改正などの法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります。政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等があった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、ふるさと納税制度の趣旨を理解して規制・制度を遵守しております。また、当社の中長期的な事業戦略として、契約自治体に対して、ふるさと納税以外の財源確保のためのサービスを展開し、事業領域の拡大を推進してまいります。

(11) 売上高の季節変動について

当社は、事業や取扱商品の性質上、売上高の季節的変動があり、青果の生産が多くなる第3四半期とふるさと納税が多くなる第4四半期について売上高の割合が高くなり、利益も同様に高くなる傾向があります。

対応策としては、繁忙・閑散の少ない商品・製品の企画開発を進めております。また、当社の中長期的な事業戦略として、契約自治体に対して、ふるさと納税以外の財源確保のためのサービスを展開し、事業領域の拡大を推進してまいります。

(12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヵ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める書面

- （a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- （b）産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- （c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは（株）東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

Eコマースプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約内容	契約期間
楽天グループ株式会社	日本	出店契約	ショッピング・モール「楽天市場」出店契約	1年間 (自動更新有り)
auコマース&ライフ株式会社	日本	取引基本契約	auPayマーケットでの商品売 買の取引基本契約	1年間 (自動更新有り)
ヤフー株式会社	日本	ストアシステム利用契約	ストアシステム「Yahoo!ショ ッピング」利用契約	1年間 (自動更新有り)

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は4,510,510千円となり、前事業年度末に比べ2,015,207千円増加いたしました。

原材料及び貯蔵品の増加1,452,884千円、現金及び預金の増加300,462千円、売掛金の増加151,193千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は809,484千円となり、前事業年度末に比べ93,141千円増加いたしました。

投資有価証券の増加97,058千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は4,339,570千円となり、前期末に比べ2,207,178千円増加いたしました。

短期借入金の増加2,040,500千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は509,361千円となり、前期末に比べ280,680千円減少いたしました。

長期借入金の減少214,203千円、社債の減少35,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は471,063千円となり、前事業年度に比べ181,850千円増加いたしました。

当期純利益の計上116,583千円、その他有価証券評価差額金の増加65,430千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、生産設備の増強を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は121,836千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 食のSPA

当事業年度の主な設備投資は、千葉県勝浦市及び茨城県稲敷郡河内町の精米工場新設を中心とする総額121,836千円の投資を実施しました。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(2) その他

当事業年度において、飲食関連事業の事業譲渡による設備の売却を行っております。その内容は以下のとおりであります。

会社名 事業所名 提出会社	所在地	セグメント名称	設備の内容	売却等の年月
ステーキマニアはません店 ステーキマニア新市街店 ステーキマニア光の森店	熊本県熊本市 熊本県合志市	その他	建物及び構築物	2026年 2 月

2 【主要な設備の状況】

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (熊本県 熊本市)	—	管理	20,373	909	— (—)	—	10,439	31,722	84 (6)
近見精米 工場 (熊本県 熊本市)	食のSPA	生産 設備	20,174	300	88,695 (1,527.27)	71,981	869	182,021	7 (6)
玉東ミネラル ウォーター ー工場 (熊本県玉名 郡玉東町)	食のSPA	生産 設備	91,679	23,082	39,152 (9,966.20)	—	2,447	156,361	5 (4)
合志食肉加 工場 (熊本県合志 市)	食のSPA	生産 設備	8,960	20,026	— (—)	1,118	1,334	31,441	4 (16)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアの合計であります。
3. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は77,755千円であります
なお、賃借している土地の面積は()で外書きしております。
4. 従業員数は就業人員であります。なお、従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

他から賃借している主な設備

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 及び賃借料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (熊本県熊本市)	—	管理	24,724	—
合志食肉加工場 (熊本県合志市)	食のSPA	食肉加工生産設備	8,877	1,118

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2026年5月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	12,000,000	4,000,000	4,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	16,000,000	12,000,000	4,000,000	4,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

2023年9月7日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	2,608 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年10月1日 至 2033年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18(注) 2 資本組入額 9(注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものといたします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定いたします。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記iiiにしたがって決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額といたします。組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定いたします。

- v 新株予約権を行使することができる期間新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までといたします。

- vi 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。

② 第2回新株予約権

2023年11月27日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	348 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	24	28
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月1日 至 2033年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65(注) 2 資本組入額 32.5(注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1～3.「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

③ 第3回新株予約権

2024年9月17日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	572 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,200 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年10月1日 至 2034年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65(注) 2 資本組入額 32.5(注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 1～3.「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月8日 (注) 1	39,960	40,000	—	24,000	—	—
2025年8月13日 (注) 2	3,960,000	4,000,000	—	24,000	—	—

(注) 1. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

2. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	1	4	—	—	1	6	—
所有株式数（単元）	—	—	2,000	19,500	—	—	18,500	40,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	5.00	48.75	—	—	46.25	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(株)ヨシナガ	熊本市西区田崎町484番地29	1,889,000	47.23
吉永安宏	熊本市南区	1,850,000	46.25
K&Pパートナーズ4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	200,000	5.00
K&Pパートナーズ(株)	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	50,000	1.25
(株)ビレッジセブン	東京都港区港南三丁目6番21号	10,000	0.25
まくら(株)	千葉県柏市柏四丁目8番14号柏染谷ビル4階	1,000	0.02
計	—	4,000,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,000,000	40,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下の通りであります。

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 19名	当社従業員 72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。

決議年月日	2024年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、事業拡大及び財務体質の強化のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

当社は年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2023年9月	2025年2月	2026年2月
最高(円)	—	—	501
最低(円)	—	—	501

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2025年12月15日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	—	—	501	—	—
最低(円)	—	—	—	501	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2025年12月15日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。また、2026年1月から2026年2月においては売買実績がないため記載していません。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	—	吉永 安宏	1978年 1 月23日	1996年 4 月 1998年 5 月 2000年 7 月 2003年12月 2008年 7 月 2018年 9 月	有限会社楯己 入社 株式会社オー・ディー・エー 入社 株式会社サカイコーポレーション 入社 株式会社デルタポート 取締役就任 株式会社コムセンス（現当社）設立 代表取締役社長CEO就任（現任） 株式会社ヨシナガ 設立 代表取締役就任（現任）	1 年 (注) 3	(注) 5	3,739,000 (注) 7
常務取締役	地方創生事業 本部長	長尾 匡展	1980年12月21日	2003年 4 月 2015年 7 月 2015年11月 2020年10月 2024年 1 月	株式会社セイシン企業 入社 株式会社司食品工業 入社 株式会社コムセンス（現当社）入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任（現任）	1 年 (注) 3	(注) 5	—
取締役CFO	管理本部長	藤井 順	1977年 4 月22日	2006年11月 2007年 7 月 2010年 7 月 2013年 7 月 2015年 7 月 2022年 7 月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 財務省九州財務局 入局 有限責任監査法人トーマツ 入所 当社 取締役CFO就任（現任）	1 年 (注) 3	(注) 5	—
取締役	—	大西 芳明	1960年 8 月15日	1984年 4 月 1985年11月 1999年 7 月 2001年 6 月 2001年 6 月 2003年10月 2005年 9 月 2007年11月 2008年 3 月 2015年 5 月 2019年 3 月 2021年 7 月 2021年 8 月 2023年10月 2024年 8 月	湯浅商事株式会社（現ユアサ商事株式会社）入社 株式会社リクルート（現リクルートホールディングス）入社 株式会社ネスター 代表取締役就任 株式会社キャリアデザインセンター 取締役就任 株式会社キャリアデザインコンサルティング 代表取締役社長就任（兼務） 株式会社パソナ 執行役員就任 株式会社スタッフサービスセールスマーケティング 取締役副社長就任 楽天株式会社 執行役員就任 同社取締役就任 株式会社セールスヴィガー 代表取締役就任（現任） 株式会社LOCUS 社外取締役 就任 Rakza楽座株式会社 社外取締役就任（現任） シアトルコンサルティング株式会社（現METATEAM株式会社） 社外取締役就任 当社 社外取締役就任（現任） METATEAM株式会社 取締役就任（現任）	1 年 (注) 3	(注) 5	—
取締役 常勤監査等 委員	—	浦田 充子	1976年3月21日	1998年 4 月 2006年12月 2010年 7 月 2021年12月 2023年10月 2023年12月	大阪国税局 入局 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 税理士法人TACHIBANA 入所 当社 監査役就任 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）	2 年 (注) 4	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	—	朝日 義明	1955年2月18日	1977年4月 東京証券取引所 入所 1982年4月 株式会社アマダ 入社 1983年4月 日本合同ファイナンス（現株式会社 ジャフコグループ）入社 1993年7月 ジービーシー株式会社 設立 代表取締役社長 1998年12月 日本エス・エイチ・エル株式会社 社外監査役就任 2004年8月 株式会社タスク 監査役 就任 （非常勤）（現任） 2005年12月 株式会社インディペンデント（現 株式会社Kips）取締役就任（非 常勤） 2006年6月 株式会社アトラス社外監査役就任 （非常勤） 2008年7月 ソーラーシリコンテクノロジー㈱ （現スマートソーラー㈱）社外監 査役就任（現任） 2008年9月 サムライワークス株式会社 監査 役就任（非常勤）（現任） 2009年3月 株式会社エアネット 監査役就任 （非常勤）（現任） 2009年6月 株式会社ネプロジャパン（現株式 会社エヌジェイホールディングス 社外監査役就任（非常勤） 2011年6月 株式会社マクニカ 社外監査役就 任（非常勤） 2012年6月 株式会社カイオム・バイオサイエ ンス 社外監査役就任（非常勤） 2013年7月 一般財団法人神山財団 監事就任 （非常勤）（現任） 2014年9月 株式会社PRISM Pharma 社外監 査役就任（非常勤） 2015年4月 マクニカ・富士エレホールディン グス株式会社（現マクニカホール ディングス株式会社） 社外監査 役就任（非常勤） 2015年5月 株式会社セールスヴィガー 監査 役就任（非常勤） 2015年12月 日本エス・エイチ・エル株式会社 社外監査役退任し、社外取締役就 任（非常勤） 2021年8月 シアトルコンサルティング株式会 社（現METATEAM株式会社） 社外 監査役就任（非常勤）（現任） 2022年10月 当社 監査役就任 2023年3月 株式会社Kips 取締役退任、監査 役就任（非常勤） 2023年7月 マクニカホールディングス株式会 社 顧問就任（現任） 2023年9月 日本エス・エイチ・エル株式会社 社外監査役（非常勤）（現任） 2023年12月 当社 取締役（監査等委員）就任 （現任）	2年 (注) 4	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	—	千葉 康博	1980年2月13日	2004年10月 2004年10月 2009年5月 2011年4月 2012年7月 2015年4月 2015年4月 2017年4月 2019年2月 2019年4月 2020年6月 2022年7月 2023年12月 2024年4月	弁護士登録 野口・千葉法律事務所 入所 ニューヨーク州弁護士登録 千葉総合法律事務所開設 所長 (現任) 一般社団法人アジア法務サポート センター代表理事就任 (現任) 大洋企業株式会社 監査役就任 (現任) 医療法人堀尾会 理事就任 (現任) 社会福祉法人菊寿会 評議員就任 (現任) 株式会社YNパートナーズ 代表取 締役就任 (現任) 医療法人弘仁会 理事就任 (現任) 株式会社テクノクリエイティブ 社外取締役 (現任) 医療法人創起会 監事就任 (現任) 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 株式会社熊本銀行 社外取締役 (監査等委員) (現任)	2年 (注) 4	(注) 5	—
計							—	3,739,000

- (注) 1. 取締役大西芳明は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 浦田充子、朝日義明及び千葉康博は、社外取締役 (監査等委員) であります。
3. 取締役の任期は、2026年5月29日開催の株主総会終結の時から、2027年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役 (監査等委員) の任期は、2025年5月29日開催の株主総会終結の時から、2027年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2026年2月期における役員報酬の総額は、104,340千円を支給しております。
6. 代表取締役社長CEO吉永安宏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ヨシナガが所有する株式数を含んでおります。
7. 倉岡剛太は2026年2月28日付で取締役を辞任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的かつ健全な企業価値向上に向け、全体の経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス遵守を高めるためにコーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の最重要課題と位置付けております。株主やパートナー企業等のすべてのステークホルダーとの対話を重視し、そのような活動を通して認識される社会的責任に配慮しながら、効率的な経営を推進し、持続的な成長に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しており、会社法に定める取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほかに経営会議を設置して、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。当該体制により、経営の効率性と健全性を確保するものと判断しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役7名（内、監査等委員である取締役3名）で構成されており、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

構成員は、吉永安宏、長尾匡展、藤井順、大西芳明、浦田充子、朝日義明、千葉康博であり、代表取締役である吉永安宏が議長を務めております。

なお、大西芳明、浦田充子、朝日義明、千葉康博は社外取締役であります。

取締役会は、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討した上で、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

また当社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。また、当社は経営会議を設置しており、原則として週に1回開催しております。経営会議においては、取締役会決議事項以外の重要な業務執行事項について迅速に審議し、経営の機動力向上を目的とした意思決定を行っております。また、取締役会に付議すべき重要案件については、経営会議における事前審議を経て、適切な意思決定が行われる体制を整えております。

b 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役である常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名の合計3名で構成され、定時監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

構成員は浦田充子、朝日義明、千葉康博であり、常勤監査等委員である浦田充子が委員長を務めております。

c 内部監査

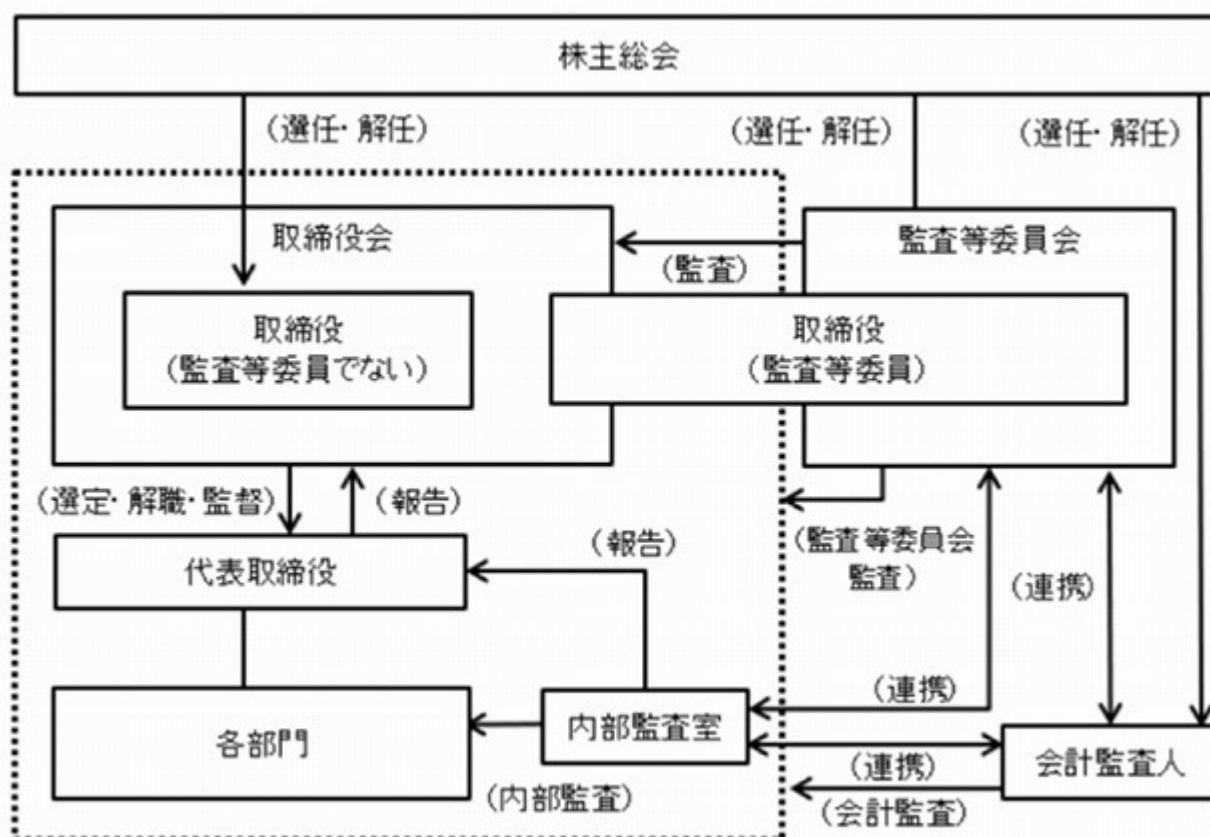
当社の内部監査は、内部監査室を設置して代表取締役が選任した者を内部監査従事者として配置し、内部監査計画に基づき監査等委員と連携して本社及び各営業所への内部監査を実施し、代表取締役に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。

また、内部監査従事者を事務局として、監査等委員及び監査法人との間で三様監査ミーティングを開催し、相互の監査情報を共有して意見交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

d 会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。監査を執行した公認会計士は江口二郎氏、内海慎太郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は業務の適正性を確保するための体制として取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システム及びリスク管理体制の整備及び運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制取締役会

- (a) 取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先指導し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を作ります。
- (b) 役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定して、その周知徹底を図ります。
- (c) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役に報告いたします。
- (d) 内部通報制度を活用して、定期的に各部門の業務監査を行い、法令違反等の早期発見・未然防止に努めるとともに、是正・改善が必要な場合は速やかな措置を講じます。

b 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面又は電磁的記録により作成、保管、保存します。
- (b) 取締役の職務執行については、法令・定款及び文書管理規定に基づき適切に保存及び管理します。
- (c) 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

c 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備します。
- (b) 当社のリスク管理の所管部門は総務部とし、各部がリスクの発生を把握した場合は総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努めます。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営にかかわる業務執行上の重要案件については、取締役及び幹部社員から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て意思決定を行うこととし、経営会議は原則として週に1回開催しております。
 - (b) 取締役の業務執行については、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「稟議規程」、「職務権限規程」に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続き等について定めております。
 - (c) 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告します。
- e 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処いたします。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - (イ) 役職員は、職務の執行に関する法令違反又は定款違反、不正事実の発見又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告します。また内部監査室は内部監査の状況を監査等委員会に報告します。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告されます。
 - (ロ) 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を役職員に求めることができます。
 - (c) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社は監査等委員会に報告した当社役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利な取り扱いをすることを禁じ、必要な措置を講じることで当該報告者を保護します。
 - (d) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
 - (イ) 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
 - (ロ) 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士・公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼することに要する費用は、監査費用と認めております。
 - (e) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘することで、監査の実効性や有効性を高めております。
 - (ロ) 監査等委員は、重要課題等について代表取締役と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
 - (ハ) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めます。
- f 財務報告の適正性を確保するための体制
 - (a) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築します。またその整備・運用状況について継続的に評価を行い、必要な是正措置を行うことで実効性のある体制構築を図ります。

g 反社会的勢力排除に向けた体制

- (a) 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする「反社会的勢力排除規程」を定め、役職員に周知徹底しております。
- (b) 取引先がこれに関わる個人、企業又は団体等であると判明した場合は、当該取引先との取引を解消に向けて取り組みます。
- (c) 顧問弁護士並びに外部専門機関との連携により、有事に対する協力体制を構築しております。

④ 社外役員の状況

当社は、社外取締役4名を選任しております。なお、当社と社外取締役との間には、特別な利害関係はありません。

取締役大西芳明は、経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）浦田充子は、公認会計士としての監査経験と会計・監査の専門的知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）朝日義明は、監査役や経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）千葉康博は、弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準又は方針を定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査等委員会の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることができる人物を選任しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク・コンプライアンス管理規程を制定し、行動規範を定めております。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討しております。

⑥ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	92,100	92,100	—	—	4
監査等委員 (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	12,240	12,240	—	—	4

⑦ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、記載しておりません。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする旨を定款で定めております。当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

⑭ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特別の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑮ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5号の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	20,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定は、当社の事業規模・監査日数等を勘案した監査計画に基づき算定した報酬金額について、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2024年9月30日の臨時株主総会において、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までとすることを決議しております。これに伴い、前事業年度は、2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月間となっております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	899,427	1,199,889
売掛金	542,638	693,831
商品及び製品	251,268	322,492
仕掛品	15,169	17,869
原材料及び貯蔵品	724,495	※1 2,177,380
前渡金	286	36,828
前払費用	23,452	25,471
未収消費税等	10,252	18,828
その他	28,312	17,918
流動資産合計	2,495,302	4,510,510
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 188,559	※1 171,685
構築物（純額）	14,797	9,901
機械及び装置（純額）	62,626	81,029
車両運搬具（純額）	5,898	8,895
工具、器具及び備品（純額）	11,472	20,334
土地	※1 123,848	※1 127,848
リース資産（純額）	93,130	72,969
建設仮勘定	—	30,800
有形固定資産合計	※3 500,331	※3 523,462
無形固定資産		
ソフトウェア	9,216	6,085
リース資産	3,309	1,678
のれん	23,664	18,096
ソフトウェア仮勘定	—	1,637
無形固定資産合計	36,190	27,497
投資その他の資産		
投資有価証券	44,846	141,904
出資金	750	750
長期前払費用	165	165
繰延税金資産	47,727	26,135
その他	86,333	89,568
投資その他の資産合計	179,821	258,523
固定資産合計	716,343	809,484
資産合計	3,211,646	5,319,994

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	173,723	150,474
短期借入金	※2 1,367,500	※1、※2 3,408,000
1年内償還予定の社債	50,000	35,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 225,512	※1 214,301
リース債務	27,683	26,287
未払金	235,147	398,510
未払費用	26,039	26,398
未払法人税等	1,189	56,907
前受金	6	6
預り金	11,008	4,190
賞与引当金	14,549	17,673
その他	31	1,821
流動負債合計	2,132,391	4,339,570
固定負債		
社債	35,000	—
長期借入金	※1 650,454	※1 436,251
リース債務	85,027	58,740
資産除去債務	19,560	14,370
固定負債合計	790,041	509,361
負債合計	2,922,433	4,848,931
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,000	24,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	266,684	383,267
利益剰余金合計	266,684	383,267
株主資本合計	290,684	407,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,336	60,093
評価・換算差額等合計	△5,336	60,093
新株予約権	3,865	3,701
純資産合計	289,213	471,063
負債純資産合計	3,211,646	5,319,994

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	8,302,132	8,799,515
売上原価	※1 5,559,803	※1 6,170,994
売上総利益	2,742,329	2,628,521
販売費及び一般管理費	※2 2,715,369	※2 2,413,322
営業利益	26,960	215,198
営業外収益		
受取利息	442	2,249
受取損害賠償金	2,276	1,454
投資有価証券売却益	-	2,052
その他	12,156	2,266
営業外収益合計	14,875	8,022
営業外費用		
支払利息	22,996	39,124
社債利息	513	218
支払手数料	-	25,000
その他	3,733	3,813
営業外費用合計	27,244	68,156
経常利益	14,591	155,063
特別利益		
事業譲渡益	-	※3 5,962
特別利益合計	-	5,962
特別損失		
固定資産除却損	※4 598	※4 894
減損損失	※5 2,228	-
特別損失合計	2,827	894
税引前当期純利益	11,764	160,131
法人税、住民税及び事業税	4,084	57,252
法人税等調整額	△5,716	△13,704
法人税等合計	△1,632	43,548
当期純利益	13,396	116,583

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2025年 2 月28日)		当事業年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(製品売上原価)					
I 材料費		1, 978, 896	73. 9	3, 030, 305	83. 0
II 労務費		261, 051	9. 7	209, 139	5. 7
III 経費	※ 1	437, 778	16. 3	411, 519	11. 3
当期総製造費用		2, 677, 726	100. 0	3, 650, 964	100. 0
仕掛品期首棚卸高		12, 865		15, 169	
合併による仕掛品受入高		3, 605		-	
合計		2, 694, 196		3, 666, 133	
仕掛品期末棚卸高		15, 169		17, 869	
当期製品製造原価		2, 679, 026		3, 648, 263	
期首製品棚卸高		41, 958		67, 026	
合計		2, 720, 985		3, 715, 290	
期末製品棚卸高		67, 026		129, 511	
製品売上原価		2, 653, 958		3, 585, 778	
(商品売上原価)					
期首商品棚卸高		50, 065		184, 242	
当期商品仕入高		2, 170, 737		1, 700, 610	
合計		2, 220, 803		1, 884, 852	
期末商品棚卸高		184, 242		192, 980	
商品売上原価		2, 036, 560		1, 691, 871	
配送運賃		869, 283		893, 343	
売上原価合計		5, 559, 803		6, 170, 994	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	39,196	52,969
減価償却費	83,450	59,901
地代家賃	44,233	79,463
賃借料	29,482	24,890
荷造包装費	125,234	88,056
水道光熱費	40,540	34,324

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	24, 000	253, 287	253, 287	277, 287
当期変動額				
当期純利益		13, 396	13, 396	13, 396
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	13, 396	13, 396	13, 396
当期末残高	24, 000	266, 684	266, 684	290, 684

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,085	△5,085	3,699	275,902
当期変動額				
当期純利益				13,396
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△251	△251	165	△85
当期変動額合計	△251	△251	165	13,310
当期末残高	△5,336	△5,336	3,865	289,213

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	24, 000	266, 684	266, 684	290, 684
当期変動額				
当期純利益		116, 583	116, 583	116, 583
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	116, 583	116, 583	116, 583
当期末残高	24, 000	383, 267	383, 267	407, 267

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,336	△5,336	3,865	289,213
当期変動額				
当期純利益				116,583
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	65,430	65,430	△163	65,266
当期変動額合計	65,430	65,430	△163	181,850
当期末残高	60,093	60,093	3,701	471,063

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	11,764	160,131
減価償却費	109,117	76,561
のれん償却額	4,176	5,568
減損損失	2,228	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	228	3,124
受取利息及び受取配当金	△447	△2,254
支払利息	23,510	39,343
新株予約権費用	165	-
事業譲渡益	-	△5,962
固定資産除却損	598	894
投資有価証券売却益	-	△2,052
売上債権の増減額(△は増加)	278,770	△151,193
棚卸資産の増減額(△は増加)	△765,115	△1,526,808
仕入債務の増減額(△は減少)	△30,451	△23,249
未払金の増減額(△は減少)	△17,799	100,562
未払消費税等の増減額(△は減少)	△45,487	-
その他	△71,414	△12,356
小計	△500,155	△1,337,690
利息及び配当金の受取額	447	2,247
利息の支払額	△23,055	△40,425
法人税等の支払額	△86,907	△1,535
法人税等の還付額	26,834	156
営業活動によるキャッシュ・フロー	△582,836	△1,377,246
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△850	△600
投資有価証券の売却による収入	-	5,663
有形固定資産の取得による支出	△50,713	△84,063
無形固定資産の取得による支出	△6,869	△1,637
事業譲渡による収入	-	※3 29,150
保険積立金の積立による支出	△3,514	△2,232
保険積立金の解約による収入	345	-
敷金保証金の差入による支出	△8,720	△22,641
敷金保証金の回収による収入	24,749	21,640
合併による収入	※2 7,582	-
その他	△8,220	△5,575
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,211	△60,297
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	846,000	2,040,500
長期借入れによる収入	414,000	-
長期借入金の返済による支出	△439,511	△225,414
社債の償還による支出	△60,000	△50,000
リース債務の返済による支出	△42,762	△27,683

その他	△448	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	717,278	1,737,402
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	88,230	299,858
現金及び現金同等物の期首残高	783,192	871,422
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 871,422	※ 1 1,171,281

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
-----------------	--

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品	主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 一部の原材料は個別法による原価法
貯蔵品	総平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～29年
構築物	8～20年
機械装置	2～10年
車両運搬具	2～12年
工具器具備品	2～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

（1）BtoG

①運営代行

当社は契約自治体から受託したふるさと納税業務について、ポータルサイトの運営、広告運用、返礼品の企画等を包括的に実施しております。

契約自治体に対しての履行義務は「寄附申込の受付」であり、契約自治体に寄附金が入金された時点で契約に基づき算定された業務委託料を収益として認識しております。

(2) DtoC

①ECサイト販売

当社は「くまもと風土」「九州風土」「ご当地風土」といったブランドを中心に、自社ECサイト及び、モールEC（楽天、Yahoo!等）において地域製品の販売を行っております。

商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、当社は上記のモールECが運営するポイントプログラムに参加しており、付与されるポイントのうち第三者に帰属する部分を取引価格から控除した上で収益を認識しております。

②返礼品提供

当社は、ふるさと納税の返礼品を提供しております。商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

③返礼品発送代行

当社は、返礼品提供事業者により、寄附者（顧客）への返礼品の配送手続きの代行を行っております。商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(3) 飲食事業

当社はステーキ専門店の運営を行っており、飲食物の提供をもって履行義務が充足されると判断し、料理の提供時点で収益を認識しております。

なお、飲食事業におきましては、2026年2月28日付で事業譲渡を行っております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	47,727	26,135

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。また、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）における企業の分類を考慮し、回収可能性を判断しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算及び中長期の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売単価、販売数量、売上総利益率及び経費等の予測であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異のスケジューリングに依存するため、これらの見積りに用いた前提や仮定に変更があった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の調整額を収益又は費用として計上する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品及び製品	251,268	322,492
仕掛品	15,169	17,869
原材料及び貯蔵品	724,495	2,177,380
棚卸資産評価損	344	103,346

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社は、「注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおり、商品及び製品、仕掛品、原材料の貸借対照表価額は、総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）、一部の原材料は個別法による原価法で算定しております。

正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、帳簿価額の全額について評価損を計上することで棚卸資産の収益性の低下を財務諸表に反映しております。

②翌事業年度の財務諸表に与える影響

市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等により、正味売却価格が低下した又は棚卸資産の滞留期間が長期化した場合には、翌事業年度の財務諸表に棚卸資産評価損が計上される可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用方針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中があります。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この結果、前事業年度において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示しておりました5,279千円は、「その他」12,156千円に含めております。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2026年 2 月28日)
建 物	83,743 千円	67,402 千円
土 地	35,152 "	35,152 "
原材料	－ "	2,030,895 "
計	118,895 千円	2,133,451 千円
	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2026年 2 月28日)
短期借入金	－ 千円	2,308,000 千円
一年内返済予定の長期借入金	58,380 "	44,220 "
長期借入金	274,228 "	236,806 "
計	332,608 千円	2,589,026 千円

※ 2 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 8 行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2026年 2 月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	900,000 千円	3,900,000 千円
借入実行残高	592,500 "	3,408,000 "
差引額	307,500 千円	492,000 千円

※ 3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2026年 2 月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	337,326 千円	386,370 千円

(損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものです。

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
344千円	103,346千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
給与及び手当	838,951千円	741,193千円
賞与引当金繰入額	12,408 "	15,255 "
荷造運賃	654,456 "	487,766 "
広告宣伝費	389,432 "	369,585 "
支払手数料	373,181 "	392,843 "
減価償却費	25,667 "	16,660 "

おおよその割合

販売費	49.8 %	47.8%
一般管理費	50.2 "	52.2 "

※3 事業譲渡益

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社の飲食事業の譲渡により、5,962千円を計上しております。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物	0千円	791千円
工具、器具及び備品	23 "	0 "
車両運搬具	- "	0 "
リース資産	537 "	- "
一括償却資産	37 "	- "
ソフトウェア	- "	103 "
計	598千円	894千円

※5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

用途	種類	場所	減損損失
食のSPAの事業所	建物	和歌山県紀の川市	2,228千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業所又は店舗設備を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当期は和歌山事務所の移転を行い、移転元事務所の帳簿価額を減損損失 (建物2,228千円) として特別損失に計上しております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	—	—	40,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,699
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	165
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	3,865

（注）第1回、第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	3,960,000	—	4,000,000

（変動事由の概要）

2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済み株式総数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,563
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	138
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	3,701

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	899,427千円	1,199,889千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△28,004 〃	△28,608 〃
現金及び現金同等物	871,422千円	1,171,281千円

※2 合併により承継した資産及び負債の主な内訳

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

2024年6月1日に吸収合併したダイジー株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳及び合併による収入との関係は、次のとおりであります。

流動資産	21,893千円
固定資産	962千円
のれん	27,840千円
資産合計	50,695千円
流動負債	33,053千円
固定負債	12,642千円
負債合計	45,695千円
差引	5,000千円
取得価額	△5,000千円
現金及び現金同等物	12,582千円
差引：合併による収入	7,582千円

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

※3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

飲食事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳及び事業の譲渡価額と事業譲渡による収入は、次のとおりであります。

流動資産	5,605千円
固定資産	23,391千円
流動負債	一千円
固定負債	△5,809千円
事業譲渡益	5,962千円
事業の譲渡価額	29,150千円
現金及び現金同等物	一千円
差引：事業譲渡による収入	29,150千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産は主として、生産設備(機械及び装置)であります。

無形固定資産は主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期限は決済日後、最長9年であります。売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿って各事業部門が状況を把握しリスク低減を図っております。借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、資金繰り動向を把握・管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	41,924	41,924	—
資産計	41,924	41,924	—
(1) 社債	85,000	84,715	△284
(2) 長期借入金	875,966	867,720	△8,245
(3) リース債務	112,710	111,036	△1,674
負債計	1,073,676	1,063,471	△10,203

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	2,921

当事業年度（2026年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	141,904	141,904	—
資産計	141,904	141,904	—
(1) 社債	35,000	34,968	△31
(2) 長期借入金	650,552	639,715	△10,836
(3) リース債務	85,027	83,521	△1,505
負債計	770,579	758,205	△12,373

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	899,427	—	—	—
売掛金	542,638	—	—	—
合計	1,442,065	—	—	—

当事業年度（2026年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,199,889	—	—	—
売掛金	693,831	—	—	—
合計	1,893,721	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,367,500	—	—	—	—	—
社債	50,000	35,000	—	—	—	—
長期借入金	225,512	214,301	174,791	76,932	57,262	127,168
リース債務	27,683	26,286	35,260	23,480	—	—
合計	1,670,695	275,587	210,051	100,412	57,262	127,168

当事業年度（2026年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,408,000	—	—	—	—	—
社債	35,000	—	—	—	—	—
長期借入金	214,301	174,889	76,932	57,262	49,100	78,068
リース債務	26,287	35,260	23,480	—	—	—
合計	3,683,588	210,149	100,412	57,262	49,100	78,068

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	41,924	—	—	41,924
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	41,924	—	—	41,924

当事業年度（2026年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	141,904	—	—	141,904
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	141,904	—	—	141,904

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	84,715	—	84,715
長期借入金	—	867,720	—	867,720
リース債務	—	111,036	—	111,036
負債計	—	1,063,471	—	1,063,471

当事業年度（2026年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	34,968	—	34,968
長期借入金	—	639,715	—	639,715
リース債務	—	83,521	—	83,521
負債計	—	758,205	—	758,205

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025年 2 月28日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	41,924	50,042	△8,117
小計	41,924	50,042	△8,117
合計	41,924	50,042	△8,117

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額2,921千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2026年 2 月28日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	141,904	49,295	92,608
小計	141,904	49,295	92,608
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	141,904	49,295	92,608

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (2025年 2 月28日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年 2 月28日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	5,720	2,052	—
合計	5,720	2,052	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	165千円	-千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2026年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお2025年8月13日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員19名	当社従業員72名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式270,800株	普通株式41,600株
付与日	2023年9月25日	2023年12月5日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2025年10月1日～2033年8月31日	2025年12月1日～2033年10月31日
会社名	提出会社	
決議年月日	2024年9月17日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式60,000株	
付与日	2024年9月30日	
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。	
対象勤務期間	定めはありません。	
権利行使期間	2026年10月1日～2034年8月31日	

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日	2024年9月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	270,800	41,600	60,000
付与	—	—	—
失効	10,000	6,800	2,800
権利確定	260,800	34,800	—
未確定残	—	—	57,200
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	260,800	34,800	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	260,800	34,800	—

② 単価情報

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日	2024年9月17日
権利行使価格(円)	18	65	65
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	13	3	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における

本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

166,078千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利

—

行使日における本源的価値の合計額

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	16,855千円	一千円
賞与引当金	5,724 "	6,983 "
棚卸資産評価損	118 "	35,524 "
未払事業税	349 "	5,935 "
未払事業所税	— "	839 "
減価償却超過額	21,898 "	9,366 "
投資有価証券評価損	2,485 "	2,546 "
資産除去債務	6,647 "	5,045 "
その他有価証券評価差額金	2,781 "	— "
繰延税金資産小計	56,859千円	66,242千円
評価性引当額	△5,280 "	△4,438 "
繰延税金資産合計	51,579千円	61,803千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	一千円	△32,514千円
資産除去債務に対応する除去費用	△3,852 "	△3,153 "
繰延税金負債合計	△3,852千円	△35,668千円
繰延税金資産純額	47,727千円	26,135千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	34.26%	34.26%
(調整)		
株式報酬費用	0.48%	—%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	0.31%
税率変更による影響	—%	△0.15%
住民税均等割等	34.11%	1.84%
軽減税率適用による影響	—%	△0.45%
所得拡大促進税制による税額控除	—%	△7.2%
評価性引当額の増額	△84.06%	△0.59%
その他	1.33%	△0.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.87%	27.20%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.26%から35.11%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称 デイジー株式会社

(2) 企業結合を行った主な理由

デイジー株式会社は、ECサイト構築、ウェブ制作、システム開発を主力とする企業であります。

EC事業及びふるさと納税事業に関連するWebマーケティングの強化、事業拡大に伴い増加したカスタマーサポート業務の効率化、ならびに商品開発等に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図ることを目的として本合併を実施いたしました。

(3) 企業結合目

2024年6月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、デイジー株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社を存続会社とする吸収合併を実施したためであります。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年6月1日から2025年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000千円
取得原価		5,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 2,134千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

27,840千円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	21,893 千円
固定資産	962
資産合計	22,855
流動負債	33,053
固定負債	12,642
負債合計	45,695

7. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当会計年度の損益計算書に及ぼす影響の概算

額及びその算定方法

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称及びその事業の内容

分離先企業の名称 ジーピーエム株式会社
事業の内容 当社の飲食事業

(2) 事業分離を行った主な理由

選択と集中の観点から経営資源を食のSPA事業に集中し、更なる地域製品の付加価値向上を追求し、今後の継続的な成長を図るため、飲食事業を譲渡することといたしました。

(3) 事業分離日

2026年2月28日

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

5,962千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	5,605 千円
固定資産	23,391
資産合計	28,997
流動負債	—
固定負債	5,809
負債合計	5,809

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、

会計処理を行っております。

対象事業に係る株主資本相当額と譲渡価額の差額を「事業譲渡益」として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

その他

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	84,096 千円
営業損失	△7,580

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.035～1.985%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	21,424千円	19,560千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	155 〃	507 〃
時の経過による調整額	151 〃	111 〃
資産除去債務の履行による減少額	△2,171 〃	△5,809 〃
期末残高	19,560千円	14,370千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	818,623
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	542,638

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約はすべて1年以内の契約であるため、記載は省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年2月28日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	542,638
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	693,831

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約はすべて1年以内の契約であるため、記載は省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、地方の農産品や地場産品を自社にて仕入、加工、販売出荷、カスタマーサポートまでを一気通貫で実施しておりますが、楽天市場などに出店している通販サイトの運営、地方自治体と提携したふるさと納税ポータルサイトの運営及び自治体向けのコンサルティングもそれに含まれており、それら通販サイト、ふるさと納税ポータルサイトの二つを主な販路としております。

地方の農産品や、地場産品を全国にお届けするという事業の一貫性を考慮し、前述の事業を集約した「食のSPA」を報告セグメントとしております。

それ以外にも飲食店事業を展開しておりますが、報告セグメントに含めずその他としております。

なお、飲食店事業は2026年2月28日付で事業譲渡しております。

(2) 報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「食のSPA」は、通販サイトや提携自治体のふるさと納税ポータルサイトを通じた生鮮食品、加工食品等の販売、及びふるさと納税の運営代行を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	食のSPA	計				
売上高						
顧客との契約から生じる収益	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
セグメント利益又は損失 (△)	465,426	465,426	△7,155	458,271	△431,311	26,960
セグメント資産	2,009,951	2,009,951	52,794	2,062,745	1,148,901	3,211,646
その他の項目						
減価償却費	94,985	94,985	4,793	99,778	9,338	109,117
減損損失	2,228	2,228	—	2,228	—	2,228
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	112,884	112,884	28,072	140,957	8,146	149,103

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業等であります。

2 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額△431,311千円は報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額1,148,901千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	食のSPA	計				
売上高						
顧客との契約から生じる収益	8,692,741	8,692,741	106,774	8,799,515	-	8,799,515
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	8,692,741	8,692,741	106,774	8,799,515	-	8,799,515
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	8,692,741	8,692,741	106,774	8,799,515	-	8,799,515
セグメント利益又は損失 (△)	656,372	656,372	△24,282	632,089	△416,891	215,198
セグメント資産	3,747,268	3,747,268	13,415	3,760,684	1,559,310	5,319,994
その他の項目						
減価償却費	66,713	66,713	3,072	69,786	6,775	76,561
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	117,524	117,524	1,637	119,161	2,645	121,806

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業等であります。

2 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額△416,891千円は報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額1,559,310千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社	1,433,918	食のSPA
御船町	1,251,023	食のSPA

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社	1,327,029	食のSPA
御船町	1,133,903	食のSPA

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当項目はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計	調整額	財務諸表 計上額
	食のSPA	計				
当期償却額	—	—	4,176	4,176	—	4,176
当期末残高	—	—	23,664	23,664	—	23,664

(注) 「その他」の金額は、飲食事業等に係るものであります。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計	調整額	財務諸表 計上額
	食のSPA	計				
当期償却額	—	—	5,568	5,568	—	5,568
当期末残高	—	—	18,096	18,096	—	18,096

(注) 「その他」の金額は、飲食事業等に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2025年 2 月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉永安宏	-	-	当社代表取締役	被所有 直接51% 間接49%	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	159,203	-	-
							リース契約に対する債務被保証	49,536	-	-
							賃貸契約に対する債務被保証	81,077	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
2. リース契約に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
3. 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、当事業年度における地代家賃の支払額（消費税等抜き）を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉永安宏	-	-	当社代表取締役	被所有 直接 46.25% 間接 47.23%	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	129,215	-	-
							リース契約に対する債務被保証	36,946	-	-
							賃貸契約に対する債務被保証	19,077	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
2. リース契約に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
3. 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、当事業年度における地代家賃の支払額（消費税等抜き）を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	71.34円	116.84円
1株当たり当期純利益	3.35円	29.15円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	26.92円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2025年12月15日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	13,396	116,583
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,396	116,583
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000	4,000,000
潜在株式調整後1株あたり当期純利益		
普通株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加額(株)	—	331,494
(うち新株予約権(株))	(—)	(331,494)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5発行者の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社和心	111,736	141,904
		小計	111,736	141,904
計			111,736	141,904

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期 首 帳簿価額 (千円)	当 期 増 加 額 (千円)	当 期 減 少 額 (千円)	当 期 償 却 額 (千円)	期 末 帳簿価額 (千円)	減価償却 累 計 額 (千円)	期 末 取得原価 (千円)
有形固定資産							
建物	188,559	24,799	21,224	20,449	171,685	81,613	253,298
構築物	14,797	220	2,876	2,239	9,901	7,862	17,764
機械及び装置	62,626	37,681	-	19,277	81,029	109,530	190,560
車両運搬具	5,898	6,620	-	3,623	8,895	30,972	39,867
工具、器具及び備品	11,472	16,077	1,063	6,152	20,334	48,904	69,238
土地	123,848	4,000	-	-	127,848	-	127,848
リース資産	93,130	-	-	20,161	72,969	107,487	180,456
建設仮勘定	-	127,481	96,681	-	30,800	-	-
有形固定資産計	500,331	216,880	121,845	71,903	523,462	386,370	879,033
無形固定資産							
のれん	23,664	-	-	5,568	18,096	9,744	27,840
ソフトウェア	9,216	-	103	3,026	6,085	10,361	16,447
ソフトウェア仮勘定	-	1,637	-	-	1,637	-	1,637
リース資産	3,309	-	-	1,631	1,678	6,477	8,155
無形固定資産計	36,190	1,637	103	10,226	27,497	26,583	54,080
長期前払費用	165	-	-	-	165	-	165

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	玉東ミネラルウォーター工場	工場屋内改修工事	6,700千円
建物	勝浦精米工場	工場プラント	6,324千円
建物	河内精米工場	工場プラント	6,372千円
機械装置	玉東ミネラルウォーター工場	生産機械他	9,597千円
機械装置	勝浦精米工場	生産機械他	7,865千円
機械装置	河内精米工場	生産機械他	11,558千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	ステーキマニア	事業譲渡	20,439千円
----	---------	------	----------

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2021年3月31日	15,000	5,000 (5,000)	0.10	無担保	2026年3月10日
第2回無担保社債	2021年8月27日	30,000	10,000 (10,000)	0.45	無担保	2026年8月27日
第3回無担保社債（銀行保証付私募債）	2021年9月27日	40,000	20,000 (20,000)	0.28	無担保	2026年9月26日
合計	—	85,000	35,000 (35,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の（）内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
35,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,367,500	3,408,000	1.34	—
1年以内に返済予定の長期借入金	225,512	214,301	0.69	—
1年以内に返済予定のリース債務	27,683	26,287	2.69	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	650,454	436,251	0.83	2027年3月～ 2035年5月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	85,027	58,740	2.60	2027年3月～ 2029年2月
合計	2,356,176	4,143,579	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	174,889	76,932	57,262	49,100
リース債務	35,260	23,480	—	—

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	14,549	17,673	14,549	—	17,673

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	570
預金	
普通預金	1,170,711
定期預金	24,508
定期積金	4,100
計	1,199,319
合計	1,199,889

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天グループ株式会社	91,904
御船町	73,273
南阿蘇	60,976
玉東	49,407
河内	36,301
その他	381,967
合計	693,831

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
542,638	9,558,733	9,407,540	693,831	93.1	23.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
肉類	158,923
米類	44,865
青果類	1,095
その他	117,608
合計	322,492

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
肉類	11,699
ソフトウェア	6,169
合計	17,869

⑤ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
肉類	87,968
米類	2,031,090
包材、資材他	41,132
その他	17,187
合計	2,177,380

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
福岡八女農業協同組合	24,295
株式会社九州児湯フーズ	14,185
熊本宇城農業協同組合	12,798
有限会社古閑牧場	9,714
有限会社吉川商店	8,414
その他	81,066
合計	150,474

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
佐川急便株式会社	82,418
楽天グループ株式会社	64,617
ヤマト運輸株式会社	46,795
日本郵便株式会社	31,048
サガシキ株式会社	7,071
その他	166,558
合計	398,510

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 2 月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 2 月末日 毎年 8 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://lo-cal.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

（注）当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （１）会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- （２）会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ローカル
取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 江口 二郎
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローカルの2025年3月1日から2026年2月28日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローカルの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上